

論争し続ける法哲学——「内的言明／外的言明」に関する覚書——

高橋 文彦

はじめに

嶋津格教授の退官にあたり、『千葉大学法学論集』の退職記念号に寄稿させていただけることは、学会や諸々の研究会においてのみならず、嶋津理事長時代に学会事務局の一員としてもいろいろお世話になった者として大変光栄に思う。しかし、それだけに、本稿を弁解から始めなければならぬことは、誠に遺憾であると言わざるを得ない。諸般の事情から、本稿執筆に着手するのが大幅に遅れ、本格的な論説を書き上げるだけの時間を確保することができなくなってしまった。提出期限を延長していただいて、どうか一文を草することができたが、その内容は、ご覧の通り、論説とも研究ノートとも書評とも言えない代物である。しいて言えば、本稿は、嶋津教授の御著書『問いとしての〈正しさ〉——法哲学の挑戦』(N.T.T出版、二〇一一年)について私が書いた書評^①に対する著者自身によるリプライ^②に対する更なる応答のための覚書(！)である。このような得体の知れない文章を掲載していただくことに対して、まずはお許しをいただきたい。

本稿においては、ハートの「内的言明／外的言明」という二分法にテーマを絞って、嶋津教授との論争を継続

したい。前半では、私の書評および嶋津教授のリプライをご覧になっていない読者のために、適宜引用を交えつつ、両者の見解の相違点を明確化する。予め争点を一言で述べておけば、「内的観点(視点)／外的観点(視点)」あるいは「内的言明／外的言明」の問題が究極的に「心身問題」すなわち「精神／物質」の問題に行きつくかどうかという点である。後半では、ハートのデビュー論文「権利と責任の帰属 (The Ascription of Responsibility and Rights)」を参照しながら、「内的／外的」という二分法を「帰属的 (ascriptive)／記述的 (descriptive)」という若きハートが提唱した二分法と関連づけて理解すべきことを述べる。時間的な制約のため、私見について論証が不十分であることは自覚しているので、本稿は更なる議論のための俄作りの叩き台としてご理解いただければ幸いである。ご海容をお願いする次第である。

一 「内的観点／外的観点」あるいは「内的言明／外的言明」

『問いとしての〈正しさ〉』において、嶋津教授は次のように述べておられる。

ハートの法概念論は、法の上位概念として「ルール」を考え、法をある種のルールの結合体として把握するという構造をとる。そしてルール一般について「内的観点 (internal point of view)」と「外的観点 (external point of view)」という二つの観点(…)からの接近が可能であるとする。この場合、前者の観点から事態を記述すれば「内的言明 (internal statement)」になり、後者のそれからは「外的言明 (external statement)」となる。⁽³⁾

人間にとって、無自覚的にルールに従い、それを使って行動し、ものを見ることは、全く自然なことであり、ごく容

易なことなのである。それゆえ、われわれは、無数のルールの網の目の中から外界を見ているのであって、それらのルールとの関係では、われわれは常に「内的観点」に立っているのである。それに比べれば、「外的観点」のほうが人間にとっては一般に困難なのであり、それを獲得するには知的努力を要する。⁽⁴⁾

以上の点については、さしあたり異論はない。私にとって気になったのは、次の論述である。

しかし、ルールを内的・外的側面を具えたエンティティーとして存在しうるものとみなすなら、右に述べたこととの関連では次のように考えてよいことになる。人間が現在の時点でそのルールについて外的観点に立つことができず、単に内的観点からのみそれを扱うことができるようなルールについても、その外的側面はあるのだと。

右の議論は、究極的にはいわゆる心身問題、特に人間の精神と物質としての脳の関係をめぐる問題に行きつく。もちろんこの場合の「脳」は、人間が観念しているとおりのものであり、カント風の物自体としてのそれに近い。本来語りえず認識できない物自体を、物理的言語によって語られる「脳」で代用することに伴う不完全さは避けられないが、それでも相対的に区別されるところの心的なものとの間の関連を考えることは無意味ではないはずである。⁽⁵⁾

このような嶋津教授の主張に対して、私は書評において次のような疑問を提起した。

…ハートの『法の概念』における説明によれば、内的観点とは「行為の指針としてルールを受けいれ用いる集団の一員」の観点であり、外的観点とは「自分自身はルールを受けいれないような単なる観察者」の観点である（邦訳、九八頁）。著者は第二章「法における「事実」とはなにか」において、この二分法を前提とした上で、「人間が現在の時点で

そのルールについて外的観点に立つことができず、単に内的観点からのみそれを扱うことができるようなルールについても、その外的側面はあるのだ」と主張し、さらに「右の議論は、究極的にはいわゆる心身問題：に行きつく」（一八頁）と付言する。しかし、「内的観点／外的観点」あるいは「内的言明／外的言明」の問題は果たして「精神／物質」の問題とパラレルに論じられるであろうか。

書評執筆の時点において私の疑問の背景にあったのは、嶋津教授が主張するように、「内的観点／外的観点」あるいは「内的言明／外的言明」の二分法を「精神／物質」のそれとパラレルに捉えようと、ラズが指摘した第三の視点あるいは第三の言明のカテゴリの存在がうまく説明できないという認識であった。

心身問題に関しては、二元論と二元論が対立しているが、三元論の立場は寡聞にして知らない。これに対して、ハートの二分法については、三元論の立場から批判がなされている。例えば、ラズは「法的妥当性」と題する論文（『権威としての法』所収）において、「ハートの「内的言明と外的言明」の二分法は、第三の言明のカテゴリが存在するということを、ややもするとわれわれの視野から覆い隠しかねない」（邦訳、八〇頁）と指摘し、第三の言明のカテゴリである「距離を置いた法的言明」の例として、弁護士が依頼主に与える助言や、法学教師が学生を前にして行う説明を挙げている。野球の例を用いるならば、試合でプレーしている選手の観点、野球のルールを知らない人が試合を見るとききの観点と並んで、ルールを知り尽くした解説者の観点があるのではないか。もしそうであるならば、心身問題とパラレルに論じることができないであろう。これが第一の疑問である。⁶⁾

このような私の疑問に対して、嶋津教授には少なくとも二箇所まで応答していただいたが、いずれもその含意を

十分に理解できなかった。まず第一に、嶋津教授はポバーの「世界3論」に言及して、「ちなみにこれは、評者が「寡聞にして知らない」という心身問題についての「三元論」(物・心・意味)である」とコメントしておられる。なるほど、ポバーの「世界3論」は心身問題における第三の立場として捉えられよう。しかし、「物／心／意味」の三元論がいかなる点で「外的言明／内的言明／距離を置いた法的言明」の三元論とパラレルな関係にあるのか、私には依然として理解できない。「意味」と「距離を置いた法的言明」はそれぞれの三元論において互いに対応する位置を占めているのであろうか。第二に、嶋津教授は、「ラズの持ち込む第三の次元は、私にはリダンダントに見える(余計なのは多分、ラズによって理解される意味での第三というより第一の次元またはカテゴリーである)」とも述べておられる。前後の文脈から判断して、「第一の次元またはカテゴリー」が内的視点あるいは内的言明を意味していると解釈すれば、嶋津教授は前述の三元論ではなく、「物／意味」あるいは「外的言明／距離を置いた法的言明」という修正された二元論を支持していることになろう。そして、この場合も、「意味」に対応するのは「距離を置いた法的言明」だということになる。そのように理解してよいのであろうか。

いずれにせよ、ハートの論考を読む限り、彼自身は「内的言明／外的言明」という二分法を「精神／物質」のそれとパラレルに捉えてはいないように思われる。例えば、「スカンジナビアのリアリズム(Scandinavian Realism)」と題する論文(一九五九年)において、ハートは「外的と内的という区別が必要なのは、物理的な行動と感覚との区別をするためではない」と明言した上で、「内的言明」について次のように説明している。

行動パターンがこのように基準として受容されると、その基準の視点からの行為批判とその基準に基づく要求と正当性は 'ought', 'must', 'should', 'may', 'right', 'wrong', 'so', 'special', 'duty', 'obligation' といった

はつきりと規範的な用語で表現される。「私（あなた、彼、彼ら）はそれをしなければならない」そして「私（あなたなど）はそれをすべきではなかった」というのが、その意味を構成する批判的規範的機能を果たすのに使われる最も一般的な形である。これらは、基準に沿ったありそうな行動を予測する事実の外的な言明ではない。これらは、基準の受容を宣言し、いろいろな形で基準を用い基準に訴えかけるという意味で、内的言明である。⁹⁾

これに対して、嶋津教授は「内的言明」と「外的言明」との関係について次のように述べておられる。

…内的言明としては規範言明でありうるもの（「法的には〇〇すべきだ」）が、外的言明としては事実命題（「これを法とみなす認定のルールがこの社会には存在している」）となることで、「実定法」は他の規範体系と区別される。もちろん、事実命題を真にするものは（この場合、それが行われているという物理的）事実であるから、意味的世界と物理的世界を、この内的・外的関係が繋いでいることになる。ハートはこの点を詰めないが、これが心身問題と無関係だという方がむしろ難しいと私は考える。¹⁰⁾

一般論として、読者はテキストを自由に解釈することができる。したがって、嶋津教授のように、「内的言明／外的言明」の二分法を心身問題と関連づけて創造的に解釈することは、もちろん可能である。あるいは、法思想史の観点から、ハート理論における「第一次的ルールと第二次的ルールの結合としての法」「承認のルール」「開かれた構造」と、ケルゼン理論における「強制規範としての法」「根本規範」「枠」理論とを対比しながら、「外的／内的」という二分法を「存在／当為」の二元論と関連づけて考察することもできよう。しかしながら、

私には、これらとは異なる別の解釈の方が哲学的な観点からも思想的な観点からも興味深いように思われる。それは、「内的／外的」という二分法を、日常言語学派の哲学者オースティンの「行為遂行的／事実確認的」という二分法と関連づけて解釈する立場である。若きハートに対してオースティンが多大な影響を与えたことは、森際康友教授の先駆的な研究によってつとに明らかにされている。次節では、森際教授の研究成果も参照しながら、「内的言明／外的言明」の二分法がもつ哲学的含意を改めて検討することにした。

二 オースティンの「行為遂行的／事実確認的」とハートの「帰属的／記述的」

前述の「スカンジナビアのリアリズム」という論文において、ハートは「内的言明」と「承認のルール」との関係について次のように述べている。

「これは妥当なルール (valid rule) である」という内的言明は、「イギリスでは人々はこのルールに従うだろう」という外的な予測的言明と異なり、ルールの体系が、法体系に見られるように、行動の法的基準を形づくる一次的ルールであるだけではなく、ある特徴をひろうことでその体系の一次的ルールを承認するルールもしくは確定する一般的基準を含んでいる場合に、適切な言明となる。¹¹⁾

この論文について、森際教授は「この」では…「内的言明」、「外的言明」の用語で行為遂行的発話とこれが前提する適切性条件言明が説明されている」と看破しておられる。ベイカー (G.P. Baker) も、ハートが内的観点と「言語行為 (speech-acts)」とを結び付けて考えていることは内的言明と外的言明の区別からも明らかであると

述べているが、この「言語行為」という表現は後期のオースティン理論を連想させるので、やや不正確であり、誤解を招きかねない。正確に言えば、森際教授が論じているように、ハートは初期のオースティンによる「行為遂行的発話 (performative utterance) / 事実確認的発話 (constative utterance)」という区別から示唆を受けて、「内的言明 / 外的言明」という二分法を導入したと考えるべきであろう。

もっとも、ハート自身の思索は「行為遂行的 / 事実確認的」から「内的言明 / 外的言明」へと直線的に進んだわけではない。デビュー論文「権利と責任の帰属」の冒頭において、ハートは「記述的な文」に「帰属的な文」を対置している。

…本稿の主な目的は次のような示唆を行うことにある。すなわち、人間行為 (human action) の概念に関する従来の哲学的分析は不適切なものであり、混乱をもたらしてきたが、その理由は少なくとも部分的には、「彼がそれをやった (He did it)」という形式の文が伝統的に主として記述的 (descriptive) なものとしてみなされてきたことにある。ところが実際は、その主要な機能は私が敢えて帰属的 (ascriptive) と呼ぶところのものであり、まさに文字通り、行為に対する責任を帰属させることにある。同様に、「これは彼のものだ」という形式の文の主要な機能は所有権を帰属させることにある。¹⁴

明らかに、この「帰属的 / 記述的」という初期ハートの二分法は、「行為遂行的 / 事実確認的」という初期オースティンの二分法に触発されたものであり、実際、ハート自身がオースティンの「遂行的 (performatory)」という用語に明示的に言及している。¹⁵ 両者の関係および両者が共有する問題点について、森際教授は次のように指摘

しておられる。

…ハートもその一員であった、いわゆるオックスフォード日常言語学派の哲学は、発話についての混乱した二分法 (二分法 (chotomy)) をとることにより、意味の用法説をめぐる成果と混乱との双方を現実化したのである。すなわち、一つの発話は事実を述べる言明であるのか、さもなければ約束、命名など行為を遂行する発話であるのかの何れかであるとされたのである。これが J・L・オースティンの行為遂行的発話と事実確認的発話 (performatives-constatives) の二分法の内実であり、非記主義的意味論の基本的立場であった。これはまたハートが彼の処女論文で駆使した論法でもあった。¹⁶⁾

ここで、念のため、オースティンの二分法についてごく簡単に復習しておきたい。オースティンは、「私はこの船を「クイーン・エリザベス号」と命名する」「私は私の時計を私の弟に遺産として与える」「私はあなたと、明日雨が降る方に六ペンス賭ける」といった文を例に挙げて、次のように論じている。

以上の例においては、それぞれの文を述べる (もちろん適当な状況のもとにおいて) ことは、私がかくかくと述べている際に私が行うと述べられているその当のことを実際行っているという私の行為を記述 (describe) することではなく、また、その当の行為を私が行っているということを言明 (state) しているのでもないということは明白なことであろう。そこでは、その文を口に出して言うことは、当の行為を実際に行うことにほかならないのである。¹⁷⁾

さて、今ここで考えられた種類の文ないし発話を何と名づけるべきであろうか。私としては、それらを行為遂行的文 (performative sentence) ないし行為遂行的発話 (performative utterance)、あるいは簡単に「遂行文」ないし「遂行

的発話 (performatives)」と呼ぶことを提案したい。¹⁸⁾

当初、オースティンは「事実確認的発話」と「行為遂行的発話」を区別する二者択一的な規準を見つけようとするが、やがてこの二分法は維持しえないという結論に達する。まず第一に、オースティンは、同一の文（例えば「君の後ろに牛がいる」）が発話の状況によつては事実確認的でも行為遂行的（この場合、警告という行為）でもありうることに気づく。第二に、何かを言う行為（例えば、「私は約束します」と言う行為）が同時に何かを行う行為（例えば、約束する行為）でもあることを発見する。その結果、オースティンは二者択一的な二元論を放棄して、「発語行為 (locutionary act) / 発語内行為 (illocutionary act) / 発語媒介行為 (perlocutionary act)」という重層的な言語行為の構造分析へと向かうのである。

「帰属的／記述的」というハートの二分法もまたオースティンと同様の二者択一的な発想に基づいていたが、ハートは批判を受けて、表面上はこれを放棄してしまう。前述のデビュー論文「権利と責任の帰属」は三つの節から成り立っており、ハートはまず第Ⅰ節において、「契約」のような法的概念が「阻却可能 (defeasible)」であることを詳しく論じ、続いて第Ⅱ節において、「これは彼のものだ」のような権利を帰属させる文が「行為遂行的」に用いられることを指摘し、そして最後に第Ⅲ節において、「彼がそれをやった」のような文が行為者に責任を帰属させるといふ事実から、「人間行為 (human action) の概念は帰属的かつ阻却可能な概念である」という大胆なテーゼを結論として導く。当然のことながら、この最後のテーゼに対しては異論が提出され、「彼はピアノを弾いた」あるいは「彼は座って食事をした」といった中立的な発話は誰にも責任を帰属させていないではないか、といった批判が投げかけられた。ハートはこの批判を重く受け止めたのであろう。結局のところ、自らの

主張を撤回してしまうのである。彼は『刑罰と責任 (Punishment and Responsibility)』（一九六七年）の序文において、この論文を同書に再録しない理由として、「その主な主張はもはや弁護不可能であるように思われる」「近年になされた主な批判は正当である」という理由を挙げている。⁽¹⁹⁾

このような事情のため、ハートの「帰属的／記述的」という二分法はその後の彼の著作には登場しない。にもかかわらず、『法の概念』における次のような論述を読むと、ハートは当初の発想法を「内的言明／外的言明」の二分法という形で依然として維持しているように思われる。

…この外的視点の自然な表現は、「…ということは法である (It is the law that …)」ではなく、「イギリスにおいて人々は、およそ議会における女王の制定するものを法として承認 (recognize) している」である。これらの表現形式のうち第一のものを内的言明と呼ぶことにしよう。なぜなら、それは内的視点を表明するものだからであり、また当該体系のある特定のルールを妥当なものとして承認する際に、承認のルール (rule of recognition) を受け入れつつも、それが受け入れられているという事実を述べずに承認のルールを適用する人によって、自然に用いられる言明だからである。⁽²⁰⁾

最後にもう一度、争点を明確にしておこう。「イギリスでは人々はこのルールに従うだろう」あるいは「イギリスにおいて人々は、およそ議会における女王の制定するものを法として承認している」といった外的言明が記述的・事実確認的な言明であるという点については、おそらく嶋津教授にも異論はないであろう。問題は「私（あなた、彼、彼ら）はそれをしなければならぬ」「これは妥当なルールである」あるいは「…ということは法である」といった内的言明の性格である。これらの内的言明は、義務を帰属させたり、ルールを法として承認し

たりする帰属的・行為遂行的な言明として理解されるべきではないだろうか。この点について嶋津教授の見解をお聞きしたいと思う。

むすびに代えて

本稿においては、「内的観点（視点）／外的観点（視点）」あるいは「内的言明／外的言明」という二分法が究極的に「心身問題」すなわち「精神／物質」の問題に行きつくという嶋津教授の見解に対して疑問を提起し、前者は「帰属的／記述的」という若きハートが提唱した二分法と関連づけて理解すべきことを論じた。もっとも、このような私の理解はまだ十分に正当化されておらず、本稿の論述はせいぜい嶋津教授との論争を継続するため本稿において学会の先輩である嶋津教授からいただいた学恩に十分報いることができなかつたことについては、忸怩たる思いがあるが、この覚書を叩き台として今後も論争にお付き合いたいだければ望外の幸せである。最後に、嶋津教授の益々のご健勝とご活躍をお祈りしつつ、とりあえず擱筆することにした。

- (1) 高橋文彦「わからないことほど素朴に考えよう——嶋津格『問いとしての〈正しき〉——法哲学の挑戦』（NTT出版、二〇一一年）」「法哲学年報二〇一一年度 功利主義ルネッサンス」（有斐閣、二〇一二年）一〇一〜一〇八頁。「以下、「高橋書評」と略記。」
- (2) 嶋津格「高橋文彦評に対するリプライの試み」『法哲学年報二〇一二年度 国境を越える正義——その原理と制度——』（有斐閣、二〇一三年）一五三〜一五七頁。「以下、「嶋津リプライ」と略記。」
- (3) 嶋津格『問いとしての〈正しき〉——法哲学の挑戦』（NTT出版、二〇一一年）一五頁。

- (4) 同書(注3) 一七頁。
- (5) 同書(注3) 一八頁。
- (6) 高橋書評(注1) 一〇六頁。
- (7) 嶋津リプライ(注2) 一五三頁。
- (8) 嶋津リプライ(注2) 一五六頁。
- (9) H・L・A・ハート(矢崎光圀他訳)『法学・哲学論集』(みすず書房、一九九〇年) 一九二頁。
- (10) 嶋津リプライ(注2) 一五七頁。
- (11) ハート・前掲訳書(注9) 一九二頁。なお、引用に際して訳文を一部変更した。
- (12) 森際康友「法・言語・行為(三)」——H・L・A・ハートの法概念論の「分析」『法学協会雑誌』九九卷四号(一九八二年) 六〇七頁。
- (13) Cf. G.P. Baker, "Defeasibility and Meaning", P.M.S. Hacker/J. Raz (eds.), *Law, Morality, and Society: Essays in Honour of H.L.A. Hart* (Clarendon Press, 1977), p. 40.
- (14) H.L.A. Hart, "The Ascription of Responsibility and Rights", *Proceedings of the Aristotelian Society*, XLIX (1948-1949), p. 171.
- (15) Cf. *ibid.* (注14), p. 185.
- (16) 森際康友「法・言語・行為(一)」——H・L・A・ハートの法概念論の「分析」『法学協会雑誌』九八卷一―二号(一九八一年) 一四六―六頁。
- (17) J・L・オースティン(坂本百大訳)『言語と行為』(大修館書店、一九七八年) 一一頁。なお、引用に際して訳文を一部変更した。以下同様。
- (18) 同書(注17) 一一―一二頁。
- (19) Cf. H.L.A. Hart, *Punishment and Responsibility: Essays in the Philosophy of Law*, Second Edition (Oxford University Press, 2008), preface.

(20) H・L・A・ハート(矢崎光圀監訳)『法の概念』(みすず書房、一九七六年)一二二頁。なお、引用に際して訳文を大幅に変更した。